

議案第 8 号

北栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の議会提案に係る意見を求めることについて

北栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を議会に提案したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第
2条の規定により委員会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

1 条例改正の内容

「栄養士」の配置等を求めている箇所に「管理栄養士」を追加する。併せて
満 3 歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準（最低基準）について
改正を行う。

2 改正の理由

栄養士法の改正により、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となること
が可能となったことから、栄養士の配置に代えて栄養士免許を有さない管理
栄養士を配置することが可能となった。また、「児童福祉施設の設備及び運営
に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正
により、保育士・保育従事者の配置基準（最低基準）についても見直しを行う
こととされたことから、所要の改正を行う。

3 議会提案の内容

別紙のとおり

議案第●●号

北栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

北栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1
項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月●日提出

北栄町長 手嶋 俊樹

北栄町条例第 号

北栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

北栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年北栄町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(食事の提供の特例) 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略	(食事の提供の特例) 第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士による</u>必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略

2 略

(職員)

第29条 略

2 保育士のは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に 1 を加えた数以上とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童(法第 6 条の 3 第10項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

おおむね15人につき 1 人

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね25人につき 1 人

3 略

(職員)

第31条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童(法第 6 条の 3 第10項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

おおむね15人につき 1 人

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね25人につき 1 人

3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 略

2 略

(職員)

第29条 略

2 保育士のは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に 1 を加えた数以上とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童(法第 6 条の 3 第10項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

おおむね20人につき 1 人

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね30人につき 1 人

3 略

(職員)

第31条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童(法第 6 条の 3 第10項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

おおむね20人につき 1 人

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね30人につき 1 人

3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 9 号

北栄町子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

第1条 北栄町子育て世帯訪問支援事業実施要綱(令和6年北栄町告示第121号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(実施主体) 第2条 本事業の実施主体は北栄町とし、本事業による支援の進行管理や、対象家庭に対する他の支援との連絡調整は町が行う。ただし、支援員派遣による家事・育児の支援については、この支援を行うに相当と認めた事業者(以下「事業者」という。)に委託することができる。 (派遣の類型及び支援の対象) 第3条 本事業による支援対象は、北栄町に居住する者で、以下の支援員派遣の類型ごとに示す家庭(以下「対象家庭」という。)とする。 1 略 2 子育て支援員 親族等の援助が期待できず、他の子育て支援サービスの利用だけでは児童の適切な養育が困難であり、次の各号のいずれかに該当する家庭を対象とする。	(実施主体) 第2条 本事業の実施主体は北栄町とし、本事業による支援の進行管理や、対象家庭に対する他の支援との連絡調整は町が行う。ただし、支援員派遣による家事・育児の支援については、この支援を行うに相当と認めた事業者(以下「委託業者」という。)に委託することができる。 (派遣の類型及び支援の対象) 第3条 本事業による支援対象は、北栄町に居住する者で、以下の支援員派遣の類型ごとに示す家庭(以下「対象家庭」という。)とする。 1 略 2 子育て支援員 親族等の援助が期待できず、他の子育て支援サービスの利用だけでは児童の適切な養育が困難であり、次の各号のいずれかに該当する家庭の<u>妊産婦(ただし、下記第2号においては保護者とする)</u>を対象とする。

(1) 医師が安静を要すると認め、家事及び子どもの養育が困難となった正期産に達するまでの妊婦がいる家庭

(2) 出産直後(産後2か月まで)の産婦がいる家庭

(3) 1歳未満の多胎児を在宅で養育する家庭

(4) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭

第5条 支援員派遣に関する規定は、次の各号のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1)及び(2) 略

(3) 派遣を行う時間帯は、午前9時から午後5時までのうち、事業者が派遣可能な時間帯とする。

2 略

第8条 町長は、利用申請があったときは、訪問等により当該家庭の状況を確認した上、速やかに利用の可否及び支援内容を決定し、北栄町子育て世帯訪問支援事業利用承諾(不承諾)通知書(様式第1号)により申請者に通知するものとする。

(1) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭

第5条 支援員派遣に関する規定は、次の各号のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1)及び(2) 略

(3) 派遣を行う時間帯は、午前9時から午後5時までのうち、委託業者が派遣可能な時間帯とする。

2 略

第8条 町長は、利用申請があったときは、訪問等により当該家庭の状況を確認した上、速やかに利用の可否及び支援内容を決定し、北栄町子育て世帯訪問支援事業利用承諾(不承諾)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(利用料) <u>第 9 条 前条の規定による事業の利用承諾を受け、利用した者(以下「利用者」という。)</u>は、<u>別表に定める区分に応じた利用料を、町の発行する納入通知書により、町に支払わなければならない。</u> (利用承諾の取り消し等) <u>第10条 略</u> (実績報告) <u>第11条 事業を実施した事業者は、事業を実施した日から30日以内に実施報告書、ケース記録等を町長に提出するものとする。</u> (守秘義務) <u>第12条 略</u> (その他) <u>第13条 略</u> 附 則 略 <u>別表(第 9 条関係)</u> (単位：円/時間) <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>利用料</th></tr> <tr> <td>課税世帯</td><td>500</td></tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯又は生活保護世帯</td><td>0</td></tr> <tr> <td>町長が認める世帯</td><td>0</td></tr> </table>	区分	利用料	課税世帯	500	市町村民税非課税世帯又は生活保護世帯	0	町長が認める世帯	0	(利用承諾の取り消し等) <u>第 9 条 略</u> (実績報告) <u>第10条 事業を実施した委託業者は、事業を実施した日から30日以内に実施報告書、ケース記録等を町長に提出するものとする。</u> (守秘義務) <u>第11条 略</u> (その他) <u>第12条 略</u> 附 則 略
区分	利用料								
課税世帯	500								
市町村民税非課税世帯又は生活保護世帯	0								
町長が認める世帯	0								

第 2 条 北栄町子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を次のように改正する。
様式第 1 号を次のように改め、様式第 2 号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(北栄町産前産後家事支援事業実施要綱の廃止)
- 2 北栄町産前産後家事支援事業実施要綱（平成29年北栄町告示第41号）は、
廃止する。

様式第 1 号(第 8 条関係)

(文 書 番 号)
年 月 日

様

北 栄 町 長

北栄町子育て世帯訪問支援事業利用承諾（不承諾）通知書

申請のありました北栄町子育て世帯訪問支援事業については、次のとおり承認(却下)したので、通知します。

利用者氏名	氏名	
	住所	
承認内容	利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	利用回数	時間／1 回 ・ 回／週
	支援内容	
利用料		
却下理由		
備考		

議案第 10 号

北栄町ひとり親家庭児童小学校及び中学校入学支度金支給要綱の廃止
について

北栄町ひとり親家庭児童小学校及び中学校入学支度金支給要綱を廃止したい
ので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を
求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠 見 隆 志

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第●号

北栄町ひとり親家庭児童小学校及び中学校入学支度金支給要綱を廃止する要綱

北栄町ひとり親家庭児童小学校及び中学校入学支度金支給要綱(平成17年北栄町訓令第36号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の北栄町ひとり親家庭児童小学校及び中学校入学支度金支給要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

議案第 11 号

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

次の者を北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員

番号	氏 名	所 属 等
12	長谷 茂樹	自治会長会代表

任 期 令和 7 年 2 月 27 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

【参考】
○北栄町歴史民俗資料館運営委員会規則（抜粋）
（組織）
第 3 条 委員会の委員の定数は、10 人以内とし、委員は、教育委員会が次に掲げる者の中から委嘱する。
（1）町文化財保護委員代表（2）自治会長会代表（3）青年女性代表（4）高齢者代表（5）学識経験者
（任期）
第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

■小学校（小学5年生）

体力合計点（点）		
区分	男 子	女 子
	平均値	平均値
全国	52.53	53.92
鳥取県	52.85	54.44
北栄町	53.97	58.19

総合評価（％）										
区分	男 子					女 子				
	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
全国	10.3%	21.8%	32.0%	23.0%	12.9%	12.5%	23.3%	33.4%	22.0%	8.8%
鳥取県	9.4%	24.0%	33.0%	21.4%	12.2%	13.6%	24.2%	33.6%	20.6%	8.0%
北栄町	20.0%	15.0%	35.0%	18.3%	11.7%	26.3%	29.8%	28.1%	10.5%	5.3%

■中学校（中学2年生）

体力合計点（点）		
区分	男 子	女 子
	平均値	平均値
全国	41.86	47.37
鳥取県	42.50	47.47
北栄町	38.56	44.12

総合評価（％）										
区分	男 子					女 子				
	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
全国	9.5%	25.2%	34.4%	22.4%	8.5%	24.6%	28.5%	27.7%	15.3%	3.9%
鳥取県	10.7%	26.7%	34.1%	20.2%	8.4%	23.6%	30.5%	27.9%	14.3%	3.7%
北栄町	1.9%	22.2%	38.9%	24.1%	13.0%	23.3%	18.6%	30.2%	16.3%	11.6%

※体力合計点は「項目別得点表」に基づき1点から10点の10段階で評価し、次に8種目（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、シャトルラン、50m走、立幅とび、ボール投げ）の得点を合計したもの。

※総合評価は体力合計点を「総合評価基準表」に基づきAからEの5段階で評価したもの。

■児童生徒の体力・運動能力の種目別状況

種目	学年 性別 年度	小学 5 年生				中学 2 年生			
		男子		女子		男子		女子	
		R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5
握力 (kg)		16.01	16.13	15.77	16.01	28.95	29.02	23.18	23.15
		15.99	16.15	15.81	15.91	29.28	29.64	22.97	23.32
		15.55	16.46	16.63	15.92	27.25	30.29	22.46	23.28
上体起こし (回)		19.19	19.00	18.16	18.05	25.94	25.82	21.56	21.62
		19.03	19.03	18.10	18.18	25.84	25.73	21.20	21.85
		19.79	19.83	19.84	18.24	24.36	25.89	21.24	21.97
長座体前屈 (cm)		33.79	33.98	38.19	38.45	44.47	44.16	46.47	46.27
		32.31	33.11	36.75	37.39	43.16	43.65	44.98	45.89
		35.30	31.63	39.36	36.52	43.47	49.06	47.73	51.03
反復横跳び (点)		40.66	40.60	38.70	38.73	51.51	51.22	45.65	45.65
		41.56	41.73	39.57	40.20	52.44	52.36	46.67	47.67
		44.69	43.27	40.74	42.06	48.07	50.33	42.73	44.15
シャトルラン (回)		46.90	46.92	36.59	36.80	78.98	78.07	50.67	50.70
		52.52	53.17	41.91	43.71	81.85	82.47	53.53	54.88
		54.24	52.19	48.53	50.12	70.91	82.52	51.33	54.00
50m走 (秒)		9.50	9.48	9.77	9.71	7.99	8.01	8.96	8.95
		9.47	9.46	9.74	9.74	7.90	7.89	8.97	8.87
		9.47	9.06	9.43	9.43	8.25	8.05	9.21	8.80
立ち幅跳び (cm)		150.42	151.13	143.13	144.29	197.18	197.02	166.32	166.34
		149.07	151.59	140.98	144.28	198.65	200.77	166.90	167.90
		148.16	154.71	151.21	147.47	189.81	207.40	159.77	172.20
ボール投げ (m)		20.75	20.52	13.15	13.22	20.57	20.40	12.40	12.43
		21.22	21.27	13.38	13.62	20.32	20.49	12.23	12.45
		20.25	21.54	14.76	14.16	18.66	20.85	11.04	12.67
合計得点		52.53	52.59	53.92	54.28	41.86	41.32	47.37	47.22
		52.85	53.41	54.44	55.12	42.50	42.68	47.47	48.64
		53.97	54.98	58.19	57.34	38.56	44.08	44.12	49.34

※上段：全国平均 / 中段：県平均 / 下段：北栄町平均

※ 全国・県平均を上回るもの、 全国・県平均を下回るもの

※ ボール投げは小学生はソフトボール 1 号、中学生はハンドボール 2 号を使用